

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年6月1日から22年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を21年6月1日に訂正し、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月8日から22年6月1日まで

昭和21年4月8日にA社に入社したが、入社当初の厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

入社時の辞令と当時の給料計算書を所持しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令及び給料計算書から、申立人が、昭和21年4月8日にA社に入社し、申立期間においても継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の昭和21年8月分の給料計算書において2か月分（9円90銭を2段書きで記載）の厚生年金保険料が控除されているところ、事業主は、「当時のことは不明であるが、現在は、厚生年金保険料を翌月の給与から控除している。」と回答していること、及び給料計算書に記載されている保険料の控除額から判断すると、申立期間当時においても、A社では、翌月の給与から保険料を控除していたものと推認されることから、21年8月分の給料計算書において控除の記載がある2か月分の厚生年金保険料は、同年6月分及び同年7月分の保険料であると認められる。

一方、申立期間のうち昭和21年4月8日から同年6月1日までの期間につ

いては、同年4月分から同年7月分までの給料計算書に厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる記載は見当たらず、このほかに当該期間に係る保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和21年6月1日から22年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和21年6月1日から22年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料計算書の控除額から180円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。